

第 37 回士別市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和4年8月24日(水)9時～9時50分

会場：庁議来賓室

出席者 市長、副市長、教育長、市立病院副院長、総務部長、市民自治部長、健康福祉部長、経済部長
建設水道部長（代理）都市整備課長、生涯学習部長、市立病院経営管理部長、消防長、総務課長
保健福祉センター所長、同副長

協議事項

1. 「濃厚接触者になった人の家族」「感染の可能性があるリストアップ対象者の家族」に係る自宅待機等の取扱いについて

市職員の取扱い

- ・ 近隣自治体の自宅待機等の取扱いとしては、自治体職員が「濃厚接触者の家族」または「リストアップ対象者の家族」になった場合、職務専念義務免除で自宅待機としている。
- ・ 道で示した「2・3日目の検査により陰性確認ができた場合、3日目で待機解除も可」の取扱いを加えている市もある（士別市もこの取扱いを可としている）
- ・ 職場ではマスク着用、黙食を徹底しているので、大人同士ではリストアップ対象にあたることはまず無い。しかし、保育園の0～2歳児等、マスク着用ができない方との接触の場合は、感染の可能性のある者になることがある。
これまでに職務専念義務免除になった職員では、職場でのリストアップ対象者はなく、「自身が感染」「同居家族が感染し自身が濃厚接触者になった」「同居家族が濃厚接触者になった」が理由になっている。
- ・ 第7波の終息が見えていない中、「濃厚接触者になった人の家族」「感染の可能性があるリストアップ対象者の家族」の自宅待機については、現在の取扱いを継続する。
- ・ 感染後の体調不良の相談も出てきている。現時点では、この場合は職務専念義務免除としている。
- ・ 市立病院の職員は、濃厚接触者と判定された職員以外は、院内に設置する委員会で取扱いを協議しており、マスク、手指消毒、必要な防護の徹底をして業務を行っている。

学校における取扱い

- ・ 学校では、道が示すリストアップ対象基準によりリストアップを行っているが、学校によってはその運用にばらつきが見られる事もある。マスク着用、黙食、換気等の感染防止対策を行っている事、これまでの感染の拡がり方も含め、できる限りリストアップ対象者が統一されるよう、校長会等を通じて取り組んでいく。

2. その他

- ・ なし